

令和7年度 第2回 京都支部評議会議事録

開 催 日 時	令和7年10月28日（火）14：00～16：00
開 催 場 所	全国健康保険協会京都支部5階大議室
出 席 評 議 員	足立評議員、岡本評議員、奥野評議員、桂田評議員、兒島評議員、清水評議員、高田評議員、山口評議員（五十音順） ※本部財政支部グループ長がオブザーバー参加
議 題	1. 令和8年度平均保険料率について 2. 令和8年度支部事業計画及び支部保険者機能強化予算の策定に向けた意見交換について 3. 協会けんぽDXについて（電子申請、けんぽアプリ）
議 事 概 要 (主な意見等)	1. 令和8年度平均保険料率について 事務局より、資料1－1、1－2、1－3に沿って説明 《主な意見》 【事業主代表】 ・ 中小企業にとっては、平均保険料率 10%の水準でも大きな負担で厳しい状況ではあるが、今後の高齢化等による医療費の上昇等が見込まれている中では致し方ない。今後も中長期的に安定的な運営のためにも、さらなる医療費適正化等の取り組みをお願いしたい。その上で今後、京都支部として注力する事業等を教えていただきたい。 【事務局】 ・ 基本的には健康づくりの推進や重症化予防等に注力し、医療費適正化を図ることで安定的な運営を目指していきたい。京都支部としては、これまでの事業評価として、受診勧奨の件数や健診受診率等のアウトプット指標中心の評価を行ってきたが、今後は加入者のリスク保有率、特定保健指導対象者数、健康宣言事業所の健康度等、いわゆるアウトカム指標で評価できるようにデータ分析に基づく評価を行い、効果的な事業展開を行っていきたい。 【被保険者代表】 ・ 準備金が積み上がっている中で、どこまで積み上げるのか、どのように加入者に還元するのか等、準備金の在り方や水準について、しっかりとした議論をお願いしたい。 ・ 平均保険料率 10%といっても都道府県単位保険料率では10%を超える支部もあり、大きな負担になっていると感じる。平均保険料率が 10%を超えないようにではなく、都道府県単位保険料率が10%を超えないような仕組みも検討いただきたい。 ・ 準備金の長期運用について、政府の体制も変わり今後は円高が進み金利が上がらないという情報もあると聞いているので、少し気になるところである。

【オブザーバー】

- ・準備金の水準どう考えるかについて、運営委員会や他の支部の評議会でも同様の意見があり、新たな資料を用意させていただいた。今後、より議論を深めていただきたいと思っている。
- ・長期運用については、準備金の水準をどう考えていくかという議論と密接に絡んでくるので、まずは準備金の議論に影響を与えない程度の 1,000 億円に設定した。また、今回は国債で考えているが、時期によって相場も変わるので、満期をずらした分散投資による安定的な運用で調整を進めている。

【被保険者代表】

- ・ソルベンシーマージン比率については、生命保険会社や損害保険会社よりも雇用保険の比率 270.7%を参考にしたいと思う。

2. 令和 8 年度支部事業計画及び支部保険者機能強化予算の策定に向けた意見交換について

事務局より、資料 2 に沿って説明

《主な意見》

【被保険者代表】

- ・弊社の従業員も健診当日に、別部屋で面談（特定保健指導・受診勧奨）が実施されているが、受けている本人は何が行われているのか理解できていないと感じている。医師の間診と面談が同じようなものにしてしまう場合もあるので、面談の目的等をしっかり広報等で周知いただきたい。

【事務局】

- ・京都支部ではトータルヘルスケアサポート事業として、健診結果や問診票を基にした 3 分～5 分程度の全員面談を実施している。面談する側は日常的に実施していて当たり前になっている部分もあるので、今後は初めて面談を受ける方の立場に立って、面談の目的等をしっかり伝えていきたい。

【事業主代表】

- ・京都支部では未治療者受診率の全国順位が低くなっているが、受診しない理由をアンケート等で把握されているか。

【事務局】

- ・事業所全体へのアンケートは実施していないが、課題やニーズを把握するために事業所訪問等でヒアリングを行っている。事業所の受診勧奨が難しい理由としては、「忙しくて時間がない」「個人に任せている」等の意見が多い。従業員個人が受診しない理由は、「自覚症状がないから」「忙しい」等がある。
- ・京都支部の未治療者受診率の順位は 45 位と下位ではあるが、受診率の差を見ると上位と下位の差はあまりなく、協会けんぽ全体の課題であると認識している。京都支部では未治療者の分析を行っており、その中で受診する健診機関や加入事業所によって受診率に大きな差があり、今後は分析データに基づき受診率の低い健診機関や事業所へアプローチしていきたい。

【被保険者代表】

- ・製造業等では「労災 0 宣言」等に取り組んでいる事業所が多い。健康宣言も似た取り組みであると思う。事業所内の労働安全衛生の取組の中に、健康経営の取組を上手く組み込んでいけるようになれば良いと思う。

【学識経験者】

- ・国際化が進み外国人の加入者も増えてきている中で、外国人に対する特定保健指導において多言語対応等はどのように対応されているのか。

【事務局】

- ・協会けんぽとして特定保健指導時の多言語等の対応はできていない。特定保健指導では日常会話だけでなく、専門用語を使用することが多く、一般的な翻訳アプリ等でも対応が難しいが、国際化が進む中では検討が必要と感じている。

【学識経験者】

- ・京都支部で実施されているウォーキングイベント（ある古っ都）は、毎年弊社も参加しており、とても盛り上がりコミュニケーションが促進されるので、ぜひ今後も継続していただきたい。

【学識経験者】

- ・重点事業の一つである特定保健指導について、保健指導を受けない加入者の声等は聞いているか。

【事務局】

- ・未治療者の未受診理由と似ているが、「仕事が忙しい」「自覚症状がなく必要性を感じない」等がある。健診後に協会けんぽから事業所へ保健指導実施の連絡を入れても、受け入れていただける事業所は約 2 割となっており、可能であれば後日ではなく健診当日に保健指導を受けていただけるような体制構築を進めている。

3. 協会けんぽ DX について（電子申請、けんぽアプリ）

事務局より、資料 3 に沿って説明

【事業主代表】

- ・電子申請については、各種手続きの利便性があがるので、進めていただければと思う。傷病手当金の申請では添付書類に医師証明が必要だと思うが、電子申請になるとどのように添付するのか。

【事務局】

- ・医師の証明は申請者ご自身が撮影する等して画像を添付（アップロード）することになる。

以上

特 記 事 項

- | |
|----------------------------------|
| ・傍聴者なし
・次回評議会は令和 8 年 1 月に開催予定 |
|----------------------------------|